



▲福祉カレッジでの研修風景

●福祉を支える人づくりの拠点  
富山県福祉カレッジは、一般県民の皆さんを対象に各種の講座を設け、福祉や介護への理解を深めているほか、ホームヘルパーや施設職員などを対象とした研修を実施し、サービスの向上を図っています。

開校から一年あまりで受講者は延べ一万人を超えました。今後は福祉人材の養成校のバックアップにも力を入れていく予定です。

●高まる福祉への関心  
一般県民の受講者の中で多いのは、介護技術の習得の必要性を感じておられる主婦の皆さんで、そのほとんどが「受けて良かった」と答えており、福祉への関心の高まりを強く感じています。



富山県福祉カレッジ 教務部長 田子 哲さん

## 福祉を支える人づくり

## 地域の人々がともに支え合う社会の実現

●お年寄りの交流の場「シルバー談話室」  
氷見市社会福祉協議会では、お年寄りたちが気軽に交流できる場を提供するため、県や市の補助を受けて「シルバー談話室」の設置を進めています。現在、市内には二十四のシルバー談話室があり、各地区の地域総合福祉活動グループが中心となって、健康教室や料理教室など、特色ある催しを行っています。

●保育園児たちとの交流  
平成六年度からは、各保育所の行事にお年寄りを招待する「保育園内シルバー



氷見市社会福祉協議会 地域福祉活動 コーディネーター 中尾 晶美さん

●福祉の充実が人材の養成から  
福祉の充実には、人材の養成・確保が最も重要です。富山県福祉条例は、人材養成などのソフト面と施設整備などのハード面を絡めている点が、非常に心強く感じます。

ひと口に福祉従事者といっても、施設の専門職員から民生委員まで様々です。これらの人々の力を活かすためにも、条例の趣旨を踏まえた福祉行政を期待します。



▲保育所内シルバー談話室での園児たちとのふれあい

●人々がともに支え合う社会  
これらの活動を通して、参加者たちがともに支え合うことの大切さを認識していただけるよう願っています。「〇〇さんのおばあちゃん、最近顔出されねえ。今度、訪ねてみようか」といったことから、地域の人々が支え合う社会が形づくられていくと思えます。

富山県福祉条例の基本理念の一つに「地域のネットワークづくり」があげられているのは素晴らしいことです。ただ、地域福祉を推進するためには、行政サイドの施策だけでなく福祉活動へ参加しようとする住民の力が不可欠だということをお忘れはけません。



●福祉の観点からの住まいづくり  
高齢者・障害者福祉という観点での建築設計は、家の中を平らにするバリアフリーや手すりをつけるなどの安全対策が基本となります。ちよつとした整備がなされていないためにお年寄りが動きづらくなり、寝たきりにつながることもよくあるんですよ。すぐにバリアフリーとはいかないまでも将来的に改善できるような設計や、在宅での介護がしやすい環境づくりへのアドバイスをしていきたいですね。

●まち全体としての整備を  
実際に車椅子で街を歩いてみる「車椅子ウォッチング」に参加して、いろいろ

●土木に福祉の視点を  
県民福祉条例の制定に伴い、生活関連施設の整備基準が規制化されることになりました。これを県民に浸透させていくことはもちろん、事業者、県、市町村が一体となってこれを正しく理解し、互いに協力して運用していく必要があります。今までの土木は、ただものを造ればいいというだけでしたが、これからは「土木の福祉化」を念頭に置いたまちづくりを行っていかねばならない時代だと思えます。

## これからは「土木の福祉化」の時代

県では、市町村、事業者、県民との連携協力により、「しあわせに生きる福祉社会」の実現をめざしています。

県民の皆さんも、富山県福祉条例の趣旨をご理解のうえ、高齢者、障害者等に対する理解を深め、互いに支え合い共に生きる地域社会づくりに努めていきましょう。

## 富山県民福祉条例の概要

富山県民福祉条例では、県民が生涯にわたり真の豊かさを実感できる、次のような社会の形成をめざすことを基本理念としています。

- 1 すべての県民が個人として尊重される社会
- 2 すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会
- 3 すべての県民が健やかで安全かつ快適な生活を営むことができる豊かな社会
- 4 すべての県民が等しく社会活動に参加することができる公正で活力ある社会

また、この基本理念に基づき、県、市町村、事業者の責務と県民の役割を明らかにするとともに、福祉に関する施策の基本方針を定めています。

「人づくり」、「ネットワークづくり」、「まちづくり」の三つの柱を基本方針とし、下図のような福祉施策を総合的、計画的に進めていきます。

### 条例の特徴

- 1 福祉人材の養成等のソフト面と建築物、道路等の生活関連施設の整備等のハード面の両面にわたる総合的な条例
- 2 すべての県民を対象とし、特に高齢者、障害者等に配慮
- 3 多様な福祉サービスの提供、福祉に関する産業の振興等、新しい視点が盛り込まれていること
- 4 幅広く県民の意見を聴いて策定

# しあわせに生きる福祉社会の実現

## 福祉の心の醸成



- ・福祉に関する意識啓発
- ・福祉教育の充実
- ・幅広い福祉人材の養成、確保
- ・福祉人材の資質の向上

## 福祉の輪の形成



- ・保健、医療および福祉等の施策の有機的連携と多様な福祉サービスの提供体制の整備
- ・福祉に関するボランティア活動を行いやすい環境づくり
- ・福祉に関する相談や情報提供の体制の整備
- ・高齢者、障害者等に対する福祉に関する情報提供の充実

## 自立と社会参加への環境整備



- ◇社会環境の整備
  - ・県民の健康の保持・増進のための支援
  - ・介護の支援体制や福祉施設の整備の促進
  - ・子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり
  - ・障害者教育の充実
  - ・高齢者、障害者の就業機会の確保
  - ・高齢者、障害者の文化・スポーツ等への参加
  - ・福祉に関する産業の振興と研究開発の推進
- ◇生活環境の整備
  - ・高齢者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備

